# 認可保育施設入所・転所に関する確認票

<保護者署名欄> 各事項について了承し、保育施設の入所申込を行います。

令和	年	月	日	保護者氏名		
----	---	---	---	-------	--	--

## 【令和5年度入所申込みをする方】

令和5年度保育施設のしおりp39-41に記載された確認票の内容に同意したものとして入所申込みを受付けます。 【令和6年度入所申込みをする方】※①、②は該当する方のみチェックしてください。

★育	f児休業中又は産休中に申込する方(取得予定も含む)
1)	育児休業中に申込をした方、もしくは入所予定日において育児休業中の方は、入所月の翌月1日までに復職する必要があります。産休中に申込み、入所予定日前日までに復職する方も含め、復職日より2週間以内に『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』と『復職証明書』をご提出ください。 復職できなかった場合、就労日数・就労時間等を変更した場合や復職証明書を提出しなかった場合は退所となります。
	入所予定日前日より前に復職し切れ目なく入所日前日まで認可外保育施設を利用する予定がないため、優先項目指数「育児休業取得1年以上」「育児休業取得」の適用を希望しません。※上記優先項目指数は、入所予定日前日まで育児休業を取得する方又は入所日前日より前に復職し切れ目なく入所日前日まで認可外保育施設を利用する方に適用します。指数を適用したうえで、証明日時点で育児休業から復職していない保護者が入所日前日より前に復職した場合は、内定取消又は退所となります。
★京	出労証明書記載の「雇用(予定)期間等」が有期で契約終期が入所予定日前の場合
2	就労証明書の雇用(予定)期間等が有期で契約終期が入所予定日前の場合は、原則就労要件での申請はできません。 ただし、契約満了後の更新が「有」又は「有(予定)」の場合又は更新未定だが満了後切れ目なく契約どおりの就労を行うこと を誓約する場合は、就労要件での申請が可能です。
	契約満了後も切れ目なく契約どおりの就労を行い、『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』及び契約更新後の『就労証明書』 を提出することを誓約します。 ※切れ目なく契約どおりの就労をしていることが確認できない場合は、内定取消又は退所となります。
★菔	出労開始予定又は就労状況変更予定で申込する方
3	入所月の末日までに申込時の就労証明書どおりの就労を開始し、就労開始日より2週間以内に改めて『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』と『就労証明書』をご提出ください。 <b>就労を開始できなかった場合又は就労証明書の提出がない場合は退所となります。</b> ※就労開始予定又は就労状況変更予定の場合、就労開始後改めて就労証明書をご提出いただくまでは、就労開始予定のままとして利用調整を行います。
<b>★</b> オ	<b>は職中で申込する方(自営準備を含む)</b>
4	入所日から3か月後までに就労を開始できない場合は退所となります。(4月入所の場合、7月1日までに就労を開始していること。)就労開始日より2週間以内に『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』と『就労証明書』をご提出ください。
<b>★</b> 好	- E娠・出産のために申込する方
5	在園期間は出産月を挟む前後2か月の計5か月です。在園期間後に就労等をする場合でも継続在園はできません。退園となる翌月以降も保育を希望する場合は、再度申込いただき、改めて利用調整を行います。 ※多胎妊娠の在園期間は、出産月を挟む出産前4か月、出産後2か月の計7か月です。
<b>★</b> 申	3込に関すること
6	申込は内定が出るまで有効です。 <b>内定を辞退した場合は申込が消滅します。</b> ただし、内定が出ない場合は申込年度入所希望月から1月入所まで有効となります。
7	有効期限が切れた証明書(保育受託証明書など)は、再度提出が必要です。 翌年度入所や、辞退後再度認可保育施設の利用を希望する場合は、別途申込が必要です。
8	市外に転出した場合、職権により申込を無効とします。
9	預かり時間は、子どもの健康状況や保護者の就労状況等を踏まえ施設と相談のうえ、決定します。 開所時間は施設によって異なりますので、事前に確認のうえ、申込してください。
10	家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業は、短時間(最大8時間)の預かりです。それを超える時間は延長保育となります。(居宅訪問型保育事業で延長保育は行っていません。)
11)	小規模保育事業は保育短時間(最大8時間)のみ利用可能な施設があります。
12	認可保育所・認定こども園では、アレルギー食について可能な範囲で対応しています。 家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業でのアレルギー食への対応の可否は各施設により異なります。
13	認可保育所・認定こども園では、原則として薬は預かりませんが、症状等により対応が異なるため、各施設へお問い合わせください。家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業では、与薬対応はできません。
(14)	入所後に市外へ転出する場合は継続通園が可能です。※居宅訪問型保育事業に入所した場合は、退所になる場合があります。

- (15) 申込が不要となった場合は、速やかに『保育施設入所申込(辞退届・取下届)』を、取下届としてご提出ください。
- (f6) 提出された書類は返却できません。写しが必要な場合は、あらかじめご自身でコピーしてください。
- ① 認可外保育施設入所児童保育助成金又は幼稚園保護者補助金の申請で、既に税資料等を子ども育成課に提出している場合、認可保育施設入所申込の利用調整資料として利用しますので、お申し出ください。
- 図 認定証は申請日より30日以内に送付します。ただし、4月入所については認定事務が集中し、審査に時間を要することから、3月末までに送付します。すでに認定証を発行済みの方につきましても再度送付します。(転所申込は除く。)

#### ★申込書類や利用調整に関すること

- ① 申込書類に不足不備がある場合は、利用調整で対象外又は不利になる場合があります。
- ② 申込書類の確認のために、職場やご家庭に連絡する場合があります。
- 提出書類を基に申込の指数(就労日数や時間等)が入所後や復職後も継続するものとして利用調整を行います。 申込や入所後にご家庭の状況に変更がある場合は必ず事前にご連絡のうえ、必要な手続きを行ってください。 転職や就労日数・就労時間の変更等、申込時の内容と事実が異なる場合は、内定取消又は退所となります。
- ② 申込書類、健康診断情報を含めた健康状況等は、入所先及び転所先の施設へ情報提供します。 転所の場合は転所元施設から転所先施設に対して、保育に必要な情報の提供を行います。
- 外勤の場合、就労証明書は事業所の担当者が記入したものを提出してください。書類の改ざんが認められる場合は、虚偽の申込とみなし申込を無効とします。記載内容に誤りがないか必ず確認し、訂正がある場合は、事業所の担当者が訂正のうえ、訂正印又は訂正者の署名をしてご提出ください。
- ② | 育児時間の取得や短時間勤務を行う場合は、取得又は短縮する時間のうち1日2時間までは就労時間とみなしますが、2時間を超える部分は、就労時間から差引いて指数計算を行います。
- ② 不足書類がある場合、申込締切日午後5時までに子ども育成課にご提出ください。 締切後に提出された場合は、次回の利用調整から反映します。
- ② 郵送事故による未着について、市は責任を負いません。到着確認のお問い合わせには対応いたしませんので、特定記録郵便や レターパックなどご自身で到着を確認できる方法でお送りください。
- 在園できない施設を希望園としている場合(産休明け保育対象児が産休明け保育を実施していない施設を希望園としている場合、3歳児が地域型保育事業を希望園としている場合、認証および認可外保育施設を希望園としている場合等)は職権により 希望園から除きます。
- ② 個人住民税が未申告の場合や税資料の提出がない場合、入所利用調整における課税額の算定や入所した後の利用者負担(保育料)の算定は最高階層で行います。

### ★結果通知に関すること

- ② 4月入所の利用調整結果は書面で通知します。5月入所以降で内定した場合は電話で連絡しますので、入所するかどうかを即答いただきます。保留の場合は初回のみ保留通知書を送付します。初回以外の利用調整結果は内定した場合のみ連絡します。
- ③ 4月入所で転所申込をした方で1次、2次利用調整において転所の内定が出た場合は、内定辞退しても元の施設に戻ることができません。
  - | 内定辞退する場合は、『保育施設入所申込(辞退届・取下届)』を提出してください。
- ②1 なお、辞退した場合は、申込が消滅するほか、辞退年度及び翌年度中は世帯に優先項目指数「内定辞退等」が適用されます。 再度認可保育施設の利用を希望する場合は、改めて申込書類を揃えて、申込期日までに申込が必要です。

#### ★内定後や入所後に関すること

- 内定した場合は入所日までに健康診断と内定施設での面談を受ける必要があります。健康診断の結果によっては、専門医受診 をお願いする場合があります。健康診断や面談を受けられない場合や、健康診断と面談の結果、施設での受入れが困難と判断 された場合は入所できない場合があります。
- ③ 入所後(転所も含む)一定期間は慣れ保育を行います。
  - ┃ 慣れ保育期間中は短い時間でのお預かりとなります。期間や時間は施設により異なります。
- ③ ┃ 長期にわたり施設を利用しない場合、1ヶ月を超えて休園する場合は原則として退所になります。
- ③ 在園施設がある場合、内定月の前月末までに在園施設を退所し、内定月の最初の開所日から内定した認可保育施設に登園することとなります。(市内認可保育施設から転所の場合、退所手続きは不要です。)